

**独立行政法人製品評価技術基盤機構の
平成15年度の業務運営に関する計画
(年度計画)**

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度における業務運営に関する計画は、以下のとおりとする。

．業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1．共同研究等外部機関との協力・連携の推進

- (1) バイオテクノロジー分野において、試験研究機関、大学及び民間企業との共同研究によって効率的な業務運営を行うとともに、生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化を図る。
- (2) 独立行政法人産業技術総合研究所及び財団法人化学物質評価研究機構等と共同し、化学物質のリスク評価及びリスク評価手法の開発プロジェクトとして、共同研究事業を実施する。
- (3) 事業者認定関係業務において、独立行政法人産業技術総合研究所、日本電気計器検定所、財団法人日本品質保証機構等関連機関の専門家を外部審査員として機動的に活用する。
- (4) 標準物質関係業務において、独立行政法人産業技術総合研究所及び財団法人化学物質評価研究機構と相互に連携して効率的な業務運営を行うとともに、標準物質供給体制についての検討を関係機関等と継続して行い、その結果を業務運営に反映させる。
- (5) 製品安全関係業務において、財団法人製品安全協会、地方自治体の消費生活センター、消防等との協力・連携により迅速かつ効率的に事故情報の収集を行う。
- (6) 標準化関係業務等において、独立行政法人産業技術総合研究所、大学等と適切な役割分担の下に共同研究を行うとともに、同研究所の共同研究施設の活用をすること等により、効率的な業務運営を行う。
- (7) 情報技術（IT）セキュリティ関係業務において、IT製品のセキュリティ評価・認証のための調査及びST^注確認のための調査について情報処理振興事業協会を積極的に活用する。

注：セキュリティ設計仕様のこと。（ST：Security Target）

2．情報化の推進

- (1) 間接事務の軽減化を図るため、人事システムに俸給額改定発令機能を追加するとともに、給与システムについて再任用制度に対応した機能追加を行う。
- (2) 行政事務及び技術的業務の積極的、機動的かつ効率的な遂行を目的に、

昨年度導入した「NITE-LAN システム」のシステムトラブルを最小限に抑さえ、安定的な稼働、円滑な運用を推進する。

その一手段として情報システム室内に「ヘルプデスク」を設置し、ネットワークトラブルや利用者からの各種問い合わせ等に迅速に対応出来る体制を整備する。

- (3) また、個別業務LANとの接続における専用回線の二元運用体制を見直し統合することにより、通信回線費の削減又は回線速度の増強を行いトラフィックに混雑のない快適な利用環境を整備する。
- (4) テレビ会議システムの更なる利・活用を促進し、拠点間における意志疎通の充実、出張旅費の削減及び移動時間の解消等を推進する。
- (5) 事故情報関係の既存の光ファイリングシステム及びサーバ等のNITE-LANへの接続を完了する。

3．意思決定手続きの簡素化

昨年度までに決定、実施した各業務部門の長への権限委譲による責任の明確化と意思決定の簡素化による事務処理体制の実施状況を把握するとともに、組織における定着状況に応じ適宜見直しを行う。

4．機動的内部組織の構築と人員配置の適正化

バイオテクノロジー関係組織の体制強化を図る等、組織の見直しを行うほか、新規に追加された業務及び情勢の変化にあわせ「業務展開の基本方向」を見直し、これに基づき、業務遂行に最適な内部組織を構築するとともに、業務量に応じた人員配置を図る。

．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成
するため取るべき措置

A. バイオテクノロジー分野

1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

- (1) 大学、研究機関、企業等から微生物及び微生物由来の生物遺伝資源の寄託を受けて保存するほか、自らこれらの探索・分離・同定を行うとともに、ゲノム解析によって作成された微生物由来のDNAクローンの保存を行う。

さらに、14年度に引き続き以下の事業を実施する。

「ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築プロジェクト」(平成14～18年度)

「石油精製汚染物質低減技術調査等委託事業」(平成14～16年度)

「新エネルギー物質生成技術調査等委託事業」(平成14～16年度)

以上の業務等を遂行することにより15年度新たに微生物を約1,500株、NITEでゲノム解析を行った微生物のDNAクローンを約5,600保存する。

また、培養プロセスの供給体制の整備を行うとともに国家プロジェクト等で得られた有用な生物遺伝資源について適切な保存技術の開発等を行う。

- (2) 生物遺伝資源の収集に関する活動を国際的に展開し、海外の情報を収集、整理するとともに、国内外の関係機関と生物遺伝資源に関する情報等の交換等を行う。

また、13年度に締結した包括的覚書(MOU)及び15年度はじめに締結予定のプロジェクト・アグリーメント(PA)に基づいたインドネシアとの共同研究事業を行うとともに、15年度はミャンマーとの共同研究の実施を目指す。

- (3) 14年度に引き続き、生物遺伝資源及び情報を提供するため「生物遺伝資源管理システム」の機能拡充を行う。併せて、引き続き収集した生物遺伝資源の分譲業務を行うとともに、バイオテクノロジーの産業化を推進するためのサービス(例えば技術指導等)の実施に向けた体制整備を行う。

また、生物遺伝資源の安全性に係る情報の収集・整理を行うとともに、「遺伝子組換え体の安全性に関するデータベースシステム」の開発に着手する。

2. 生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化業務

(1) 生物遺伝資源に関する情報の高付加価値化を図るため、14年度に引き続き以下の微生物について共同研究の形態により、必要な情報処理ツール（スクリプト）の作成を行いながら塩基配列の決定、遺伝子領域の推定等のゲノム解析を効率良く実施する。

ブドウ球菌 (*Staphylococcus haemolyticus*) (2.7 Mbp) (平成15年度終了目途)

ブレビバチルス属 (*Brevibacillus brevis*) (6.4 Mbp) (平成16年度終了目途)

磁性細菌 (*Desulfovibrio magneticus* RS-1) (5.3 Mbp) (平成16年度終了目途)

糸状菌 (*Aspergillus oryzae*) (3.7 Mbp) (平成17年度終了目途)

また、生物機能活用型循環産業創造プログラム（グリーンバイオプログラム）を構成する「生物機能を活用した生産プロセスの基盤技術開発」プロジェクトを推進するために必要な評価研究を引き続き実施する。

なお、塩基配列の決定の際に問題となる反復配列の解析技術を向上させるため15年度新たに共同研究を実施する。

N I T E で塩基配列を決定した微生物が発現するタンパク質について、網羅的な解析（プロテオーム解析）に着手し、発現遺伝子やそのタンパク質に関する情報を既存のゲノムデータに付加する。

また、大学・企業等との共同研究により、N I T E に整備した生物遺伝資源やそれらに係る情報等の産業利用を促進するための事業を生物遺伝資源開発施設（14年度未完成：千葉県木更津市）において15年度から実施する。

(2) ゲノム解析により取得した遺伝子に関する情報をデータベース化し、インターネットの活用（N I T E ホームページによる公開）や雑誌、学会等への発表等により情報を提供する。このうちデータベースについては、機能追加や使いやすさ向上等の改良を行う。

また、平成15年度にゲノム解析終了予定のブドウ球菌について、N I T E ホームページ及びD D B J によるデータ公開を行う。

さらに糸状菌についても、平成15年度中にこれまでの成果を基にしてN I T E ホームページ及びD D B J による公開を行う。

B．化学物質管理分野

1．化学物質総合管理情報の整備提供関係業務

- (1)関係機関の協力を得て、有害性評価書^{注)}等による有害性情報の整備、分解性・濃縮性等の暴露情報の整備をするほか、自ら情報を収集・整理することにより、物理化学性状のデータ整備(約2,000物質)、構造式のデータ整備(約1,500物質)、国内及び海外の法規制状況、国際的なリスク評価情報について整備する。整備した情報については、国内外のデータベースを定期的に確認する等、データの維持・更新を行うとともに、インターネット等の活用により広く情報を公開・提供する。

注：有害性評価書とは、リスクが比較的大きいと想定される化学物質の有害性情報の収集と評価。法的にMSDSの提供が義務づけられている化学物質に関する有害性情報の収集、提供。

今後の化学物質リスク評価・管理対象物質の選定に係る有害性情報の収集と評価。を目的として作成したものです。

- (2)化学物質のハザードデータ、暴露評価データ、リスク評価データ等の基盤情報と暴露評価手法、リスク評価手法等各種評価手法に係る情報を統合したシステムの改良等を行う。また化学物質のリスクコミュニケーション^{注)}を行っていくための検討を進めるとともに関連情報を体系的に収集・整理して、14年度に引き続きリスクコミュニケーションの推進に必要な用語集等の作成を行い、テストサイトも活用して多様な関係者に対してわかりやすい情報提供を行う。

また、リスク管理の必要性が高く市場において多量に生産や消費等がされている化学物質について、その分解性、蓄積性のハザードデータを構造活性相関手法により予測するソフトウエアの信頼性向上のため試験データを用いて検証・改良を行う。

化学物質の物理化学性状データ等の物質情報等を収集し、化学物質の暴露評価、リスク評価を行うほか、14年度に作成した化学物質のリスク評価・管理指針の骨子を基に具体的な物質についての指針案を作成する。

リスク評価データ蓄積のため、学識経験者、関係業界等が参画するリスク評価管理研究会において、社会的に問題となっている化学物質について検討を行う。また、製品に含まれる化学物質の管理に関する情報の収集を行う。

注：化学物質のリスクコミュニケーションとは、化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系へ好ましくない影響を与えるおそれ「環境リスク」について「企業」と「行政」と「住民」が情報を共有し、コミュニケーションを行いながら化学物質のリスクに関する理解を向上し、お互いの信頼関係を構築すること。

- (3) 化学物質管理の専門家として、O E C Dの化学品合同会合等に参加する等、国際的整合性を図るための活動等に参加する。
- (4) 化学物質ハザードデータベースの周知・活用を推進するため、当該データベースを解説したパンフレットを広く配布すると共に、説明会、講演会等において、データベースの紹介を行う等の広報普及活動を積極的に実施する。

2 . 化学物質審査規制法関連業務

- (1) 化学物質審査規制法により届け出された新規化学物質のデータベースを維持・管理するとともに、必要に応じてシステムの改良、データの追加等の環境整備を行う。

また、届出のあった新規化学物質の審査に必要な各種調査等を行い、関連資料等の作成、整理、提供を行う。

既存化学物質名簿等の国際的整合性を図るため、国際ルールに従った名称（和名、英名）及び米国化学会が附与している番号を附与し、順次公表する。

製造産業局長が実施するG L P適合試験施設に関する基準適合確認について職員の現地査察への参加等の協力を行う。

化学物質審査規制法の適正な運用担保のため指定化学物質のリスク評価に係る情報の整備、試買検査等を実施する。

新規化学物質の審査等の技術的事項について事業者等からの問い合わせへの対応を行う。

化学物質の環境中の生物への影響に着目した新たな対応と、リスクに応じた化学物質の審査・規制制度の見直し等のために改正が予定されている化学物質審査規制法の施行準備のための支援を行う。

- (2) 国における化学物質の審査・規制に係る国内体制等を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うため、O E C D新規化学物質関係会合等に参加し、新規化学物質の審査等の国際的整合性を図るための情報収集等を行う。

3 . 化学物質排出把握管理促進法関連業務

- (1) 化学物質排出把握管理促進法における電子計算機システムの運用、維持・管理を行うとともに、届け出られたデータについてはデータの確認及び必要な電子化等を行いファイル記録システムに入力する。

さらに、届出データを集計し、別途提供される裾切り推計及び非点源推計結果を併せ公表用データ等を作成する。

電子届出システムについては磁気ディスクによる届出データを都道府県が登録する機能を追加する等、化学物質排出把握管理促進法に係るシステムの改良を行う。

平成16年度に実施する電子計算機システムの更新に向けた仕様の検討を行う。

また、化学物質排出把握管理促進法に基づき導入されたMSDS制度^{注)}の適正な運用に資するため平成14年度に実施した実態調査結果を踏まえ、残りの41業種について追加調査を行う。

注：指定物質及びそれを含有する製品（指定化学物質等）を他の事業者に譲渡、提供する際に、その指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（MSDS：Material Safety Data Sheet）の提供を義務づける制度。

化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTTR対象物質を取り扱っている事業者を対象に取扱量等について調査を行う。

- (2) 排出量算出マニュアル等についての事業者等からの照会への対応、自治体等が開催する説明会への講師の派遣等化学物質排出把握管理促進法に係る普及啓発を行うとともに、化学物質総合管理システムによる関連情報提供等により事業者の自主管理の支援を行う。
- (3) 国における化学物質管理に係る国内制度の企画立案を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うため、OECDにおけるPRTTRタスクフォースに参加し、排出量算出方法等の国際整合性を図るための情報収集等を行う。

4. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務

- (1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む）については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告する。
- (2) 化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告する。
- (3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を的確に実施するため、以下の措置を講ずる。

化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の向上を行うため、化学兵器関連物質の分析経験のある国内の分析機関と合同で分析実験を行うとともに、立会い現場における分析対応を確実にするために必要に応じて立会対象事業者等の現場におけ

る模擬分析を実施する。

国際機関による検査等の対象事業所のうち、約10事業所に対し実態調査を行う。

国際合意形成への貢献と分析方法の整合性確保のため、OPCWにおける分析方法、査察に必要な装備等に関する会合、OPCW等が主催する研修が実施された場合には、積極的に参加する。

C.適合性評価分野

1.工業標準化法に基づく試験事業者認定関係業務（JNL A）

- (1) 試験事業者の認定を迅速かつ効率的に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、試験事業者の認定申請を一層容易にするため、共通分野に係る不確かさガイダンス文書を適宜更新し、公表する。

また、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。

- (2) 審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、教育訓練等を他の認定プログラムと共同で少なくとも年2回実施する。

- (3) 工業標準化法の遵守状況を確認するため、必要に応じて同法に基づく立入検査を実施する。

A P L A C（アジア太平洋試験所認定協力機構）及びI L A C（国際試験所認定協力機構）の相互承認（M R A）の条件を満たした運営を引き続き行うとともに平成15年度はA P L A Cの再評価を受ける。

また、審査等の実施時に現地で技能試験が可能なものを除き、全ての認定分野^注）について技能試験を計画し実施する。技能試験の実施に際し、韓国産業資源部、A P L A C等から要請があった場合には、国外の試験事業者の参加を含め技能試験を実施する。

さらに、外部の機関等が実施する技能試験の利用等について検討を行う。

注：金属分野、繊維製品分野、給水関連器具分野、化学品分野、電気製品分野、建築材料分野、生活用品分野の7分野。

- (4) I L A Cについては、総会に参加するとともに、認定政策委員会、M R A評議会、技術問題事項委員会の各委員会に委員として参加する。

また、A P L A Cについては、総会に参加するとともに、理事会、M R A理事会、技術委員会等の委員会に委員として参加する。

さらに、A P L A C及びI L A CのM R A評価が実施される場合には、職員をM R A評価員として派遣する。

- (5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。このため、同連絡会において、技能試験、審査員研修における相互協力、I L A C、A P L A Cの対応に関する調整の可能性を検討する。

- (6) J N L A制度を通じた我が国の試験事業者認定制度の信頼性向上の観点から、電気製品分野等における技能試験プログラムの開発として均質な技能試験サンプルの開発・評価、建築材料分野における不確かさの見積もり事例の作成、J I Sへの不確かさに関する規定方法の提案、及び生活用品

分野における不確かさの見積もり事例の作成並びに試験方法ごとに「試験における測定の不確かさの見積もり要否等」についてのカテゴリー分類を行いその結果を技術文書及びホームページで公開及び認定事業者へのセミナー等での情報提供のための技術的な調査を行う。

2. 計量法に基づく校正事業者認定関係業務（JCSS）

(1) 校正事業者の認定を迅速に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、校正事業者の認定申請を一層容易にするため、昨年度に引き続き硬さに係る測定機器毎の不確かさガイダンス文書を作成し、公表する。

また、新たに時間、角度の不確かさガイダンス文書を作成し、公表する。

さらに、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。

(2) 審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、教育訓練等を他の認定プログラムと共同で少なくとも年2回実施する。（再掲）

(3) 計量法の遵守状況を確認するため同法に基づく立入検査を実施する。

A P L A C（アジア太平洋試験所認定協力機構）及びI L A C（国際試験所認定協力機構）の相互承認（M R A）の条件を満たした運営を引き続き行うとともに平成15年度はA P L A Cの再評価を受ける。

また、必要に応じて持ち回り比較等による技能試験を実施するとともに、可能であれば外部の機関等が実施する技能試験プログラムを承認して活用する。

さらに、韓国産業資源部からの協力要請に基づき、同国産業資源部技術標準院との技能試験技術協力に係る協議を実施する。

(4) I L A Cについては、総会に参加するとともに、M R A評議会、技術問題事項委員会の各委員会に委員として参加する。

また、A P L A Cについては、総会に参加するとともに、M R A評議会、技術委員会の各委員会に委員として参加する。

さらに、A P L A C及びI L A CのM R A評価が実施される場合には、M R A評価員を派遣する。（再掲）

(5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。（再掲）

3. ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務

(1) J C S S及びJ N L Aの認定手法を参考に策定したM L A P認定システムに基づき、特定計量証明事業を行う者（特定計量証明事業者）の認定を円滑に実施する。

(2) 証明事業者の認定申請を一層容易にするため、既公表文書について適宜見直しを行う。

また、認定申請の手続等を広く周知するためホームページの充実を図るとともに、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。

(3) 品質システムの審査に J N L A 及び J C S S の審査資格を有する職員を活用するとともに、審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、教育訓練等を他の認定プログラムと共同で少なくとも年 2 回実施する。

(4) 計量法に基づく特定計量証明事業者に対する立入検査について経済産業大臣の指示があった場合には、当該指示に従って検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

また、特定計量証明事業者の分析技術を確認するため技能試験を独立行政法人産業技術総合研究所と連携して全ての特定計量証明事業者に対して実施する。

さらに、特定計量証明事業者の品質システムの実施状況を確認するためのフォローアップ調査を行う。

4. 標準物質関係業務

(1) 既に機構が保有している標準物質を調製するための基準物質 7 3 物質（無機 3 9 物質、有機 3 4 物質）のほか新たに告示されるものについて適切に保管するとともに、有機基準物質について年 1 回長期保存安定性の確認を行う。

(2) 保存安定性の確認において基準物質に経時変化が認められた場合には、開発を行った産総研と協議を行い対応を図る。

(3) 計量法 1 3 5 条第 2 項に基づく経済産業大臣の公示により、機構が校正機関とされた場合には、依頼に応じて当該標準物質の値付けを行う。

また、計量法 1 3 5 条第 2 項に基づく経済産業大臣の公示により、機構が校正機関とされることを前提として、有機混合標準ガスの開発を行う。

(4) 標準物質総合情報システムの適切な運用管理を行うとともに、関係機関に年 3 回の調査を行いデータベースの更新を行うほか、標準物質関連情報について情報収集に努めて内容の充実を図る。

また、新たな情報の登録は、外部有識者からなる委員会の意見を踏まえて行う。

(5) COMAR^{注)}の国内事務局として、インターネットにより公開される新 COMAR に要録されている日本の標準物質の内容確認及び新たな標準物質

の登録等を行う。

また、COMAR 運営会議に運営委員として参画し、国内の意見を運営に反映させる。

注：COMAR とは、標準物質を登録した「国際的なデータベース」をいう。

5. 製品安全 4 法^{注)}で規定された適合性評価機関の認定関係業務

- (1) 製品安全 4 法に基づく検査機関認定（承認）等のための調査は、適合性検査の業務を的確かつ円滑に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するかを調査してその結果を速やかに経済産業大臣に報告する。
- (2) 製品安全 4 法に基づく認定（承認）検査機関等に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示があった場合には、検査機関等の業務の状況等进行检查してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

注：製品安全 4 法は、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法を言う。（以下同じ）

6. 特定機器に係る適合性評価の相互承認関係業務

- (1) 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づく調査は、経済産業大臣の指示に従って国外適合性評価事業の実施に係る体制について実地調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに通知する。
- (2) 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づく認定適合性評価機関及び指定調査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定適合性評価機関等の業務の状況等进行检查して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (3) アジア太平洋地域の適合性評価機関及び認定機関の活動状況に関する資料収集を行うとともに、必要に応じて、これらのうちいくつかの機関を訪問し、情報交換を行うことによって更に詳細な関連情報を収集し、これら情報の検討・評価を行う。

また、電気製品分野について、各国の適合性評価機関の協力を得て技能試験を実施する。

7. 工業標準化法（JNL Aを除く。）家庭用品品質表示法及び計量法（JCS Sを除く。）に基づく立入検査関係業務

- (1) 工業標準化法に基づく認定製造(加工)業者、指定(承認)認定機関及び指定(承認)検査機関に対する立入検査は、同法第 69 条の 4 第 3 項に基づく経済産業大臣の指示に従って製造業者等の品質管理、技術的生産条件等及

び認定機関等の業務の状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(2) 家庭用品品質表示法に基づく立入検査は、同法第19条第4項に基づく経済産業大臣の指示に従って同法の遵守状況を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(3) 計量法に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、同法168条の6第2項に基づく経済産業大臣からの指示に従って工場等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

8. 国際提携関係業務

オーストラリア政府との口上書に基づく同国向け自動車及びその部品製造事業者に対する生産適合検査(COP)及びその試験施設検査(TFI)は、オーストラリア自動車設計基準(ADR)に照らして計画的に実施しその結果をオーストラリア政府に報告する。

D.人間生活福祉分野

1．人間特性計測関係業務

基本動態計測手法については、委員会形式により、外部有識者の意見を踏まえて、上肢、下肢に関わる動作等からニーズの多い特性として15年度は14年度からの継続の2テーマに加えて新規に1テーマを選定し、開発を進める。

開発にあたっては、計測手法ごとに各世代の生活者の検証データを取り、適用範囲の広い計測手法となるように配慮する。また、開発した手法は、インターネット等により広く公開するとともに、既に公開している特性情報の、改良作業を実施する。

2．福祉用具評価関係業務

(1) 平成13年度に着手した4テーマおよび平成14年度に着手した2テーマについては、本年度中に評価手法を開発する。

- ・立ち上がり補助いすの工学的安全性評価
- ・立ち上がり補助いすの立ち上がり易さの評価
- ・段差解消用スロープの工学的安全性評価
- ・報知光の視認性評価
- ・リフトの速度評価方法の開発
- ・つえ先ゴムの摩擦抵抗試験方法の開発

(2) 14年度に着手した以下の1テーマについては、評価手法の開発を継続する。

- ・家庭用階段昇降機の工学的安全性評価

(3) 外部有識者で構成する福祉用具・共用品評価検討委員会を開催し、ニーズの把握に努める。

3．製品安全関係業務

(1) 事故情報については、財団法人製品安全協会、地方自治体の消費生活センター、消防等関係機関との協力・連携により、約1,000件の情報を迅速かつ積極的に収集し、必要な調査を行う。

(2) 収集した製品事故情報のうち、事故の再発・未然防止のため技術的に原因究明が必要な案件について、事故原因究明テストを実施する。

また、事故情報の動向を調査し、早急に原因究明手法等が必要な事例を選定し、原因究明手法の開発等を行うことによって原因究明の精度向上を図る。

- (3) 収集した事故情報及び原因究明テストの結果に対して、外部有識者、専門技術者等からなる事故原因技術解析ワーキンググループ及び事故動向等解析専門委員会を年4回開催し、事故発生原因の技術解析を行う。
- (4) 収集した事故情報は、年度及び四半期ごとに取りまとめ、定期的にインターネットを通じて公表するほか、冊子により関係者に提供する。
- また、事故の技術解析、動向解析、原因究明手法の開発等の結果は、随時、インターネットを通じて公表するほか、冊子により関係者に提供する。
- (5) 市場モニタリングテストは、企業、消費者等からの事故情報又は苦情情報の動向等から安全性又は品質性能に問題があると認められる製品を試買して行うほか、行政ニーズを踏まえ消費者保護関連法令の遵守状況の把握等のために適切かつ迅速に実施する。
- これらのテスト関連情報は、その目的に沿って消費者ニーズ及び行政ニーズに基づき、原則公開する。
- (6) 製品安全4法に基づく製造事業者等への立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造工程、品質管理状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (7) 天災その他の事由により認定（承認）検査機関が製品安全4法に定める適合性検査を実施できなくなった場合において、経済産業大臣の指示に基づき機構が当該検査を的確に実施できるよう既存技術を維持する。

4．鉱山保安法に基づく検定関係業務

鉱山で使用する機械、器具等坑内用品に係る検定を鉱山坑内用品検定規則に従い、迅速かつ効率的に実施する。

5．講習関係業務

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

電気工事士法に基づく定期講習を的確に実施する。

(2) 特定ガス消費機器の監督に関する法律に基づく講習関係業務

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく資格講習、認定講習及び再講習を的確に実施する。

E . その他の業務

1 . 標準化関係業務

- (1) 標準化に向けた調査研究は、国の標準化戦略に沿ったテーマを選定し、原則として筑波技術センターを活用することとし、以下のテーマについて独立行政法人産業技術総合研究所、大学又は産業界等との共同研究や協力連携により実施する。
 - ・高分子材料の破壊挙動判別手法の標準化
 - ・繊維製品中の染料によるアレルギー性接触皮膚炎の原因物質分析方法の標準化
 - ・電波吸収材料の電波吸収特性の試験評価方法の標準化
 - ・金属系材料の腐食・疲労試験法の標準化
 - ・高周波領域の基準聴覚特性の標準化
 - ・有効視野と視認性評価方法の標準化
 - ・生体親和性インプラント材料のテクノロジーアセスメント技術の開発
- (2) 昨年度までに実施した調査研究により得られた試験評価方法等の成果を基に、国家標準（JIS）案又は標準情報（TR）案を作成し、2件以上を提案する。
- (3) これまで得られた専門的知見を基に国際標準化機構（ISO）のプラスチック分野（TC61）及びリハビリテーション機器分野（TC173）の各種委員会に積極的に参画し、国際標準化活動を推進する。

2 . 情報技術（IT）セキュリティ関係業務

- (1) 国際基準・指針に整合するように構築されたITセキュリティ評価プログラムを運営するとともに適宜見直しを行い、必要に応じて品質システム文書を改訂する。
- (2) IT製品のセキュリティ評価・認証及びST確認に際しては、必要に応じてITセキュリティに関する外部専門家を機動的に活用するとともに、認証のための評価について情報処理振興事業協会を積極的に活用する。
- (3) コモンクライテリアに係る認証機関の全ての関係者が参加する国際コモンクライテリア会議（ICCC）^{注1}、コモンクライテリア承認アレンジメント（CCRA）^{注2}に係る管理委員会及び関連会合に委員として参加し、今年度にCCRAの供給署名者として加盟するための情報収集等を行う。

注1：ICCC（国際コモンクライテリア会議）とは、CCRA（コモンクライテリア承認アレンジメント）に加盟する認証機関が主催する議題をコモンクライテリアに限定した国際会議。

注2：CCRA（コモンクライテリア承認アレンジメント）とは、1998年10月、米英仏独

加によって合意された相互承認アレンジメントであり、国際基準に基づいてセキュリティ評価されたIT製品の評価結果を認証し、貿易上の障害の排除を図るもの。

3. 依頼試験評価業務

(1) 容量分析用標準物質の依頼検査

依頼に応じて日本工業規格（JIS K 8005）に規定する容量分析用標準物質の検査を実施する。また、検査に必要な基準物質については、精密電量滴定等により純度の再設定を継続して行う。

注：JIS K 8005において容量分析用標準物質の検査は、機構が保有する基準物質を用いて行うこととされている。

(2) 登山用ロープの依頼試験

依頼に応じて消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープの試験を実施する。

注：登山用ロープは、消費生活用製品安全法の特定製品として販売するに際し事業者による基準適合が義務づけられているが、民間において基準適合を確認するための試験設備がないため、機構が民間からの依頼試験として実施するもの。

F．その他業務運営に関する計画

1．独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

標準化関係業務等に関して筑波技術センターにおいて独立行政法人産業技術総合研究所との共同研究・共同事業を行う。

2．試験等の評価結果の信頼性確保

人間生活福祉分野における試験業務について、13年度に策定した整備スケジュールに従って、選定した対象業務ごとにJIS Q 17025への適合を図る作業を逐次進行させる。

3．人材育成の推進

職員の技術能力の向上のため、適合性評価分野等に係る内部教育訓練を積極的に実施するほか、初任者、中堅係員、管理職等を対象とした技能研修、階層別研修等を行う。

また、在外調査員制度を活用し、語学留学のほか、海外の大学研究機関、国際機関等に積極的に職員を派遣し、職員に専門的かつ高い学術的な知識を習得させる。

さらに、職員の専門的技術の取得・向上のため、国際機関や外部専門機関の行う研修に積極的に参加するとともに、独立行政法人産業技術総合研究所、大学等の試験研究機関への職員派遣を行う。

4．情報セキュリティの確保

機構が保有する情報資産のセキュリティの確保を推進するため、平成14年度に引き続き、情報システムの環境の整備及び運用・管理の充実、職員の教育訓練等必要な対策を講ずる。

． 予算、収支計画資金計画

1． 予算

平成15年度予算

(単位：千円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	7,832,119
施設整備費補助金	35,055
受託収入	903,756
うち国からの受託収入	371,349
うちその他からの受託収入	532,407
講習関係収入	1,701,469
その他収入	109,858
計	10,582,257
支出	
業務経費	3,212,261
施設整備費	35,055
受託経費	903,756
講習関係経費	1,445,346
一般管理費	4,729,716
小 計	10,326,134
翌年度への繰越金	256,123
計	10,582,257

2. 収支計画

平成15年度収支計画

(単位：千円)

区 別	金 額
費用の部	10,873,652
經常費用	10,873,652
業務経費	2,558,261
受託経費	903,756
講習関係経費	1,445,346
一般管理費	4,729,716
減価償却費	1,236,573
財務費用(利息)	0
臨時損失	0
収益の部	11,129,775
運営費交付金収益	7,178,119
受託収入	903,756
講習関係収入	1,701,469
手数料収入	109,858
資産見返負債戻入	1,236,573
寄附金収益	0
臨時利益	0
純利益	256,123
目的積立金取崩額	0
総利益	256,123

3. 資金計画

平成15年度資金計画

(単位：千円)

区 別	金 額
資金支出	10,582,257
業務活動による支出	9,640,079
投資活動による支出	689,055
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	253,123
資金収入	10,582,257
業務活動による収入	10,547,202
運営費交付金による収入	7,832,119
受託収入	903,756
講習関係収入	1,701,469
その他の収入	109,858
投資活動による収入	35,055
施設費による収入	35,055
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0